

岩手県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
みずかわ耳鼻咽喉科医院	北上市上江釣子15地割213番地	平成24年9月25日
ありすみ内科クリニック	胆沢郡金ヶ崎町西根町裏66番地	平成24年10月1日
気仙訪問歯科診療所	大船渡市大船渡町字笹崎59番地2	〃
留理歯科医院	下閉伊郡山田町豊間根第2地割105番地1	〃
かえて薬局	北上市本通り一丁目5番4号	〃
川原薬局	大船渡市盛町字内ノ目4番地1 榎屋ビルC号	〃
しずくいし中央薬局	岩手郡雫石町万田渡74番地19	〃